

○個人情報保護委員会規則第二号

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十九条の四第一項及び第二項の規定に基づき、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十四日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則の一部を改正する規則

特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる題名の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる題名の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>題名 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則</p> <p>(定義) 第一条 「略」</p> <p>（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの） 第二条 法第二十九条の四第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 次に掲げる特定個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を</p>	<p>題名 特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則</p> <p>(定義) 第一条 「同上」</p> <p>（特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態） 第二条 法第二十九条の四に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態は、次に掲げる事態とする。</p> <p>一 次に掲げる特定個人情報が漏えい（不正アクセス行為（不正アクセ</p>

保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

イ〜ハ「略」

〔削除〕

〔削除〕

二 次に掲げる事態

イ 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ロ 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態

ハ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態

三 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態

四 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態

イ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報

ロ 法第九条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報

ハ 法第十九条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

ス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）による漏えいその他法第十九条各号に該当しない特定個人情報の提供を含む。）し、滅失し、又は毀損した事態

イ〜ハ「同上」

二 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態

イ 漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報

ロ 法第九条の規定に反して利用された個人番号を含む特定個人情報

ハ 法第十九条の規定に反して提供された特定個人情報

三 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態

四 不正の目的をもって、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態

〔新設〕

〔新設〕

(個人情報保護委員会への報告)

第三条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、法第二十九条の四第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

- 一 概要
- 二 特定個人情報の項目
- 三 特定個人情報に係る本人の数
- 四 原因
- 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 六 本人への対応の実施状況
- 七 公表の実施状況
- 八 再発防止のための措置
- 九 その他参考となる事項

〔削除〕

〔削除〕

(委員会への報告)

第三条 個人番号利用事務実施者（個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者を除く。）又は個人番号関係事務実施者（個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者を除く。）は、前条各号に掲げる事態が生じたときは、その事態に関する次に掲げる事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。

- 一 概要及び原因
 - 二 特定個人情報の内容
 - 三 再発防止のためにとつた措置
 - 四 前三号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会が定める事項
- 〔新設〕
- 〔新設〕
- 〔新設〕
- 〔新設〕
- 〔新設〕

2|| 個人番号利用事務の全部若しくは一部の委託を受けた者又は個人番号関係事務の全部若しくは一部の委託を受けた者は、前条各号に掲げる事態が生じたときは、前項各号に掲げる事項を法第十条第一項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者に報告するものとし、同項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者は、前項各号に掲げる事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。

3|| 法第十条第二項の規定により個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者とみなされた者は、前条各号に掲げる事態が生じたときは、第一項各号に掲げる事項をその事務を委託した者及び法第十条第一項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者に報告するものとし、同項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者は、第一項各号に掲げる事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。ただし、法第十条第一項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者は、委託の内容に応じ、法第十条第二項の規定により個人番号利用事

2|| 前項の場合において、個人番号利用事務等実施者は、当該事態を知つた日から三十日以内（当該事態が前条二号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3|| 法第二十九条の四第一項本文の規定による報告は、個人情報保護委員会に対して、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式による報告書を提出する方法）により行うものとする。

（他の個人番号利用事務等実施者への通知）

第四条 個人番号利用事務等実施者は、法第二十九条の四第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第二条各号に定める事態を知つた後、速やかに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない。

（本人に対する通知）

第五条 個人番号利用事務等実施者は、法第二十九条の四第二項本文の規定による通知をする場合には、第二条各号に定める事態を知つた後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第三条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

（雑則）

第六条 [略]

別記様式（第三条第三項関係）

務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けたとみなされた者からの報告をその事務を委託した者を経由して受けることができる。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

（雑則）

第四条 [同上]

[新設]

受付日	年	月	日
受付番号			

報告書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

殿

報告者の氏名又は名称
住所又は居所

1. 報告種別 (該当する□に印をつけること。)
 新規又は続報の別：□ 新規 □ 続報 前回報告： 年 月 日
 速報又は確報の別：□ 速報 □ 確報
2. 報告をする個人番号利用事務等実施者 (以下「報告者」という。) の概要

組織区分	<input type="checkbox"/> 行政機関	<input type="checkbox"/> 独立行政法人等															
	<input type="checkbox"/> 地方公共団体等	<input type="checkbox"/> 事業者															
報告者の氏名 又は名称	(フリガナ)																
法人番号 (13桁)	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																
業種・業種番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																
報告者の住所 又は居所	都道	市区															
	府県	町村															
代表者の氏名 (報告者が法人等の場合に 限る。)	(フリガナ)																
事務連絡者の氏名	(フリガナ)																

所属部署	電話 ()
E-mail	

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印をつけること。)

発生日： 年 月 日

発覚日： 年 月 日

事務の内容： 個人番号利用事務 個人番号関係事務

その他

事務の名称： ()

特定個人情報保護評価の実施の有無： 実施 (義務)

実施 (任意)

実施していない

評価の種類： 基礎項目評価 重点項目評価

全項目評価

発生事案： 漏えい 漏えいのおそれ 滅失

滅失のおそれ 毀損 毀損のおそれ

法第9条違反 法第9条違反のおそれ

法第19条違反 法第19条違反のおそれ

その他

発見者： 報告者 委託者 その他 ()

規則第2条各号該当性： 第1号 (情報提供ソフトウェア等)

第2号 (不正の目的)

第3号 (不特定多数の者に閲覧)

第4号 (百人超)

非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に特定個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

無

主体： 報告者 委託先 不明
原因： 不正アクセス

(攻撃箇所： ())
())
(攻撃手法： ())
())

誤交付 誤送付 (メール含む。)
 誤廃棄 紛失 盗難
 不正利用 不正提供 その他 ())

詳細：

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する□に印を付けること。)

有無： 有 無 不明

詳細：

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。)： 対応済 (対応中)

対応予定 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載)：

(7) 公表の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

事案の公表： 実施済 【公表日： 年 月 日】

実施予定 【公表予定日： 年 月 日】

検討中

予定なし

公表の方法： ホームページに掲載 記者会見

報道機関等への資料配布

その他 ())

公表文：

--

(8) 再発防止のための措置
実施済の措置：

--

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定
時期：

--

(9) その他参考となる事項：

--

記載要領

1. 最上段の受付日及び受付番号の欄には記載しないこと。
2. 続報として提出の際には、前回報告から記載を変更した箇所に下線を引くこと。
3. 2. の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第5項に規定する「個人番号」を記載しないこと。
4. 報告者が事業者の場合、2. の「業種」・「業種番号」(4桁) を、日本標準産業分類から記載すること。
5. 2. の「事務連絡者の氏名」の「電話」には、代表電話番号ではなく、当該事務連絡者の直通電話番号を記載すること。
6. 2. の「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。
7. 3. (1) の「事務の名称」は、「個人番号利用事務」を選択した場合に、特定個人情報保護評価計画管理書の「事務の名称」を記載す

<p>ること。</p> <p>8. 3. (7) の「公表文」には、公表を予定している場合、公表予定の文案を記載又は添付すること。</p> <p>9. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。</p>	
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号）の施行の日から施行する。